

ミニレター

あぜみち通信

* * * * *

平成 2 1 年 1 0 月 1 日

1 0 6 号

編集・発行：愛知県農業会議

農業委員会委員・職員等研修会及び耕作放棄地解消推進大会を開催しました

9月2日に尾張地域、9月4日に三河地域の委員及び職員を対象に、延べ1,385人が出席し、研修テーマとして 田原市における耕作放棄地対策の取り組みについてを田原市農業委員会から、農地法等の一部を改正する法律の概要についてを東海農政局構造改善課から、耕作放棄地対策の推進についてを県農業振興課から、それぞれ説明があり、その後質疑応答を行い、研修会等を終了しました。

常任会議員会議（9月）の審議状況

農地法に係る諮問に関する常任会議員会議を9月15日に開催しました。

農地法第4条に基づく転用事案 28件(平成20年9月 30件) 11,445㎡(同 15,176㎡)及び第5条に基づく転用事案 259件(同 274件) 219,964㎡(同 271,499㎡)について審議し、何れも諮問のとおり許可されることは差し支えない旨答申することが承認されました。

事務局長から、平成22年度農林水産省概算要求の概要について、去る8月30日の総選挙の結果、政権交代が確定し、一旦取りまとめられた内容は、新政権により、総点検される見込みであり、民主党と未調整の内容であることを断ったうえで、説明がありました(4頁以下参照)。

特に、農業委員会関係予算のうち、農地法等改正に伴う農業委員会業務の拡充に伴う概算要求内容は、改正の議決に民主党も修正の上賛成しており、その要求実現を粘り強く求めていく必要があります。

都道府県農業会議事務局長会議が開催されました

9月7日に東京都千代田区の参議院会館において全国農業会議所、農業者年金基金主催の都道府県農業会議事務局長会議が開催されました。

松本専務理事はあいさつの中で、先の衆議院総選挙で政権が変わり、事務事業等大幅な見直しが行われるが、農地法等の改正については、民主党の理解を得ているので、政府に対して予算要求等を通じて農業委員会の組織体制の強化に向けて、現場からの支援を頂きながら、強く要請していく方針である、と述べました。

今回の会議において、平成22年度農林水産省の概算要求内容と組織対応、当面の農政対策等についての説明がなされ、その状況は4頁以下のとおりです。

なお、今回の説明資料は、総選挙前に取りまとめられた農林水産省の概算要求内容であって、民主党政権下での調整は行われていません。農業委員会に、農地法等の改正に伴う予算要求状況を理解し、組織整備へ向けての予算確保に努めていただくこと、今後、予算要求内容等に大幅な変更がある場合には、都道府県農業会議を通じて情報提供すること、を踏まえてご活用ください。

また、農業者年金基金からは、今年度で「加入者10万人早期達成3カ年計画」が終了することになっており、農業会議を通じて農業委員会の積極的な活動を期待する旨の説明がありました

なお、65歳以上の農業者年金の支払いにおいて、一部の加入者に元本割れの事態が認められたが、今回、元本まで保証する改正が行われたことや年金の前納期限を9月末から10月末に延長したことが報告されました。

農業者年金加入推進特別研修会を開催しました

9月28日から29日にかけて、幡豆町のグリーンホテル三ヶ根において農業者年金基金、農業会議、農協中央会による共催で、年金加入推進部長、女性農業委員等を対象に特別研修会が開催されました。98名が参加され、「農業者年金制度と加入促進の取組について」を農業者年金基金の伊藤理事長から、「ライフデザインについて」を千葉商科大学大学院伊藤教授から、それぞれ講演がありました。

農業者年金制度の背景や制度の具体的な仕組み、年金加入の意義等分かり易く丁寧な説明がありました。今後、参加者におかれては、各地域において研修で受けた知識やノウハウを活用して加入推進を図っていただけるものと期待しています。

今後の主な行事予定

- 10月14～15日 農地事務担当者研修会(県主催 自治センター)
- 10月15日 出版代表企画委員会議(東京都)
- 10月15～16日 農政・農地主任者合同ブロック会議(福井県)
- 10月16日 常任会議員会議(白壁庁舎)
- 10月21日 愛知県農家花嫁花婿対策連絡協議会幹事会(白壁庁舎)
- 10月28日 市部農業委員会会長秋季総会(清須市キリンビアパーク名古屋)

新刊図書(全国農業会議所)

- | | | |
|----------------------------|----|---------------|
| 『「農ある地域」からの国づくり | 単価 | 1,800円(21-19) |
| 『農業者年金制度と加入推進 第2版 | 単価 | 500円(21-20) |
| 『平成21年度 農家のためのなんでもわかる農業の税制 | 単価 | 未定 |
- (10月刊行予定)
- 『はじめてのパソコン農業簿記(10月刊行予定) 単価 未定

全国農業新聞の購読部数を3500部に伸ばし、愛知版を維持しましょう!

毎月第2週に「愛知版」を掲載していますが、これを維持するためには、3,500部の購読実績が必要です。

県内の身近な情報を定期的に発信する「愛知版」の重要性は、第1回総会の「”新・農地と担い手を守り活かす運動”の推進に関する申し合わせ決議」の1項目としても記載されているとおりです。

現在、本年度農業委員選挙を迎える農業委員会においては、退任委員に継続購読を依頼すること、普及率2倍未満(購読部数が農業委員の定数の2倍未満)の農業委員会には、2倍を超えるよう推進することをお願いしております(重点普及委員会指定)。

そのほかの農業委員会にあっても、購読継続、新規購読の推奨など部数増加に向けての取組みを積極的行ってください。

今年は、農地法等改正、政権交代など農業委員会にとっては稀にみる激動の年です。確かな情報源としての「全国農業新聞」を身近な方に勧めてください。

また、「愛知版」に掲載してほしいニュース、記事などどしどしお寄せください。

購読者の皆さんが継続して読みたくなる「愛知版」にしましょう!

【平成21年10月1日現在購読部数(速報値) 3,216部】

平成22年度農林水産予算の概算要求の特徴(民主党と未調整)

公共事業費	22年度	11,842億円	21年度	9,952億円(119.0%)
非公共事業費	22年度	17,638億円	21年度	15,653億円(112.7%)
合計	22年度	29,480億円	21年度	25,605億円(115.1%)

1 基本的な考え方(重点事項)

- (1) コミュニティを維持し地域資源を活かす農山漁村活性化対策
- (2) 農業所得増大に向けた戦略的取組の推進
- (3) 我が国農業を支える担い手の育成・確保
- (4) 食の安全・消費者の信頼確保
- (5) 農林水産業・食品産業の潜在能力を活かした新たな分野への挑戦
- (6) 多様で健全な森林整備の推進と林業木材生産・山村の再生
- (7) 水産業の体質強化と活力ある漁村の確立

2 農林水産省の体系別概算要求(新規事業等)状況

- (1) コミュニティを維持し地域資源を活かす農山漁村活性化対策

新たな農山漁村コミュニティ・マネジメント創造支援事業(新規)53.5億円 集落機能維持のための生活支援サービス等を行う「地域マネジメント法人」に対して支援する。(1法人当たり5,000千円)

小規模・高齢化等集落連携再生事業(新規)2.3億円

中山間地域等における複数集落が連携して地域社会の維持を図る体制づくりに支援する。

中山間地域等直接支払交付金 301.79億円(234.46億円)

高齢化の進行に配慮して要件等を見直し、引き続き条件不利補正の直接支払を交付する。

農地・水・環境保全向上対策事業 294.12億円(271.12億円)

広域連携共生・対流等対策交付金 11.07億円(当・補738億円)

若者や高齢者、外国人等を対象とした「ようこそ！農村」の推進や都市農業の振興に支援する。

- (2) 農業所得増大に向けた戦略的取組の推進

産地確立交付金 1,466.05億円(1,466.05億円)

水田等有効活用促進交付金 498.18億円(404.19億円)

需要即応型水田農業確立推進事業 423億円(補1,100億円)

産地収益性向上プロジェクト事業(新規) 43.8億円

収益性向上のための作物導入、加工品開発、機械リース等の取組を総合的に支援する。

強い農業づくり交付金 403.4億円(当・補382.16億円)

産地における共同利用施設等の整備・改修に支援する。

(3) 我が国農業を支える担い手の育成・確保

担い手づくり交付金(新規) 189.21億円

担い手に対する経営支援として、新規就農者への機械・施設等導入の初期投資を軽減する支援、融資残の自己負担部分への補助金交付、金融機関への債務保証の拡大等、担い手に対するハード支援を市町村が策定する一つの計画で一括して行えるとともに、複数年にわたり執行できる仕組みを新設する。

高度化法人出資支援事業(新規)10.3億円

経営の多角化・複合化や他の事業者との連携等により、経営を高度化する農業法人(高度化法人)に対し資本調達の手間を円滑化を図るために支援する。

先進的農業法人支援整備事業 34.42億円(2億円)

高度化法人等に対する農業用機械・施設等の整備や経営者となる人材の育成に支援する。

農の雇用事業 35.28億円(補38.69億円)

農業法人等への雇用就農を促進するため、農業法人等における実践的な研修実施を支援する。

独立就農促進研修支援事業(新規) 12.3億円

就農準備校の設置や後継者不在農家の経営継承を支援する。

農業委員会費補助金 20.48億円(0.6億円)

農業委員会が行う農地の利用関係の調整や当該事務等を適切かつ円滑に実施するため事務局体制をサポートするために支援する。

農地有効利用支援事業(特別会計)(新規) 19.42億円

農業委員会等が行う農地の出し手・受け手の掘り起こしや不在村地主の特定等の活動支援や農地の利用集積に関するデータ・資料等を整理する事務をサポートするために支援する。

(4) 食の安全・消費者の信頼確保

食育実践活動推進事業(新規) 25.5億円

食事バランスガイドを活用した日本型食生活の実践や「エコ食べ(食生活の工夫により、食べ残しや食品廃棄を減らすなど環境に配慮した食生活を送ること)の普及・啓発を図るために支援する。

地産地消の推進(新規) 19.51億円

都市部を含めた直売所の強化や生産者と実需者の連携強化とともに、地域の特徴ある料理に知的財産権取得を促進する取組等に支援する。

(5) 農林水産業・食品産業の潜在能力を活かした新たな分野への挑戦

イノベーション促進総合対策事業(新規) 24.2億円

農山漁村の資源を活用した新産業創出のため、人材の育成、事業化の実証を推進するために支援する。

食と農の未来を切り拓く新産業連携創出事業(新規) 86.73億円

新たな産業連携の構築のため、販路拡大、流通効率化等の取組を総合的に支援する。

耕作放棄地活用型バイオディーゼル燃料事業(新規) 6億円

耕作放棄地を活用してナタネ等を生産し、バイオディーゼル燃料を製造・利用するために支援する。

3 農業委員会等組織関係予算

(1) 農業委員会交付金(交付率 定額) 4,776百万円(4,776百万円)

農業委員会が業務を円滑に進めるために必要な経費について、国が財政上の措置を講じているものであり、農業委員会等に関する法律に基づき農業委員の手当及び職員の設置等に要する経費について交付金を交付する。(昭和60年度から)

(2) 都道府県農業会議会議員手当等負担金 562百万円(572百万円)

農業委員会等に関する法律の規定に基づいて、国が義務的に負担しなければならないこととされている経費であり、農地法に基づく都道府県農業会議の業務に係る会議員の手当及び職員の設置に要する経費を負担する。(昭和29年度から)

定員合理化計画(平成22年~26年で10%削減)に基づき、対前年比98.3%

内訳として、会議員手当(120,625千円)及び職員設置費の事務局長分(257,623千円)は21年度と同額、一般職員分(183,984千円)は前年度比98.3%を要求している。

(会長・副会長6,610円、常任会議員6,140円、一般会議員5,400円)

(3) 農業委員会費補助金(拡充)(補助率 10/10) 2,048百万円(60百万円)

農業委員会が行う農地法に基づく農地の利用関係調整等の事務や当該事務等を適切かつ円滑に実施するための事務局体制の整備をサポートするために支援する。(昭和43年度から)

これまで農地調整事務処理事業費、標準小作料改訂事業費等に充当するため措置されてきた農業委員会費補助金は、農地法改正により農村現場で農地制度の運用にあたる農業委員会の役割が重要になるとともに、追加された事務等を適切かつ円滑に実施するため、大幅な増額を要求する。

【新たに追加される主な活動メニュー】

農地の利用状況調査(改正農地法第30条)

農地の保有・利用状況、借貸の動向など農地情報の提供(改正農地法第52条)

農地基本台帳の整理

(4) 農地有効利用支援事業(新規 特会) 1,942百万円

農業委員会及び都道府県農業会議が担い手への農地の利用集積の現状や目的達成のための活動等の計画に基づき、地域の実情に応じた支援内容を選択できるよう総合メニュー方式(農地の出し手・受け手の掘り起こしや不在村地主の特定等の活動など)により支援するとともに、農地の利用集積に関するデータ、資料等を整理する事務をサポートするために支援する。

これまで農業委員会・農業会議が行う農地の利用調整活動等の予算として措置されていた国の直轄採択事業「担い手アクションサポート事業」(地域段階：農地等利用調整等効率化支援等、都道府県段階：地域活動推進支援)や「強い農業づくり交付金」(集落農地利用調整、優良農地確保支援対策等、連携強化推進体制整備等)を廃止し、「食料安定供給特別会計(農業経営基盤強化勘定)」の中に創設して要求する。

事業実施期間 平成22年度から26年度

農地の利用集積を図るための活動に対する支援(補助率 定額)

農業委員会及び農業会議が担い手への農地の利用集積の現状や目標達成のための活動等の計画に基づき、地域の実情に応じた支援内容を選択できるよう総合メニュー方式により支援するとともに、農地の利用集積に関するデータ、資料等を整理す

る事務をサポートするために支援する。

1農業委員会当たり1,000千円程度、1都道府県農業会議当たり3,000千円程度

【新たに追加される主な活動メニュー】

(市町村農業委員会)

農地の出し手、受け手の掘り起こしのための集落座談会等の開催

不在村地主を特定するための調査や特定した場合の直接面談

農地基本台帳と固定資産課税台帳等のデータを照合するシステムの導入
等

(都道府県農業会議)

農地に関する相談員の設置

農業委員・職員等の研修会の開催 等

都道府県が行う指導に対する支援(補助率 1/2)

都道府県が市町村農業委員会及び都道府県農業会議が取り組んでいる活動を指導・サポートする経費について支援する。1都道府県当たり1,100千円

(5) 地方交付税交付金(新規)

農林水産省は、農地法等の改正に伴い市町村農業委員会の業務が増大することから、地方交付税交付金のうち、農業委員会の職員給与費の基準財政需要額(単位費用算定基礎)について、現行の「3人、19,110千円」から「5人、約38,000千円」に増額することを総務省に対して要求する。

増員要求は、現行の農業委員会事務局長の人員が平均4.4人となっていることから、実態に合わせ、課長級1名と係長級1名の増員を求めるもので、財務省への予算概算要求と同様に、年末に決定される。

4 農地情報のデータベース化関係予算

(1) 農地情報共有化支援事業(補助率：定額) 803百万円(1,062百万円)

所有者、耕作者、地番、面積、地目及び作付状況等の農地情報と都道府県土連が整備する農地情報図との結合等を担い手育成総合支援協議会等を通じて支援する。

事業実施期間は平成20年度から23年度

(2) 農地情報提供支援事業(補助率：定額) 20百万円(20百万円)

新規参入者等に必要な貸出農地及び賃貸料等の情報について、全国どこからでもアクセスできる体制を整備する。(昨年度の全国農業会議所・全国農地保有合理化協会が開発した農地情報システムの管理・運営を行う予算)。

事業実施主体は公募(民間団体)

事業実施期間は平成21年度から23年度

5 農地の確保・有効利用関係予算

- (1) 農地確保・利用支援事業(特会)(補助率：定額)1,447百万円(7,079百万円)

都道府県担い手育成総合支援協議会に基金を造成し、市町村段階で行われる農地を確保し、有効利用する取組に対して支援する。21年度補正(農地集積加速化事業)との関係で減額要求となっており「受け手奨励金」に配慮した要求。

事業実施期間は平成21年度から25年度

- (2) 農地確保・利用推進体制支援事業(特会) 160百万円(483百万円)

コーディネーターへの支援(補助率：1/2 定額) 133百万円(444百万円)

地域担い手協議会等が委任・代理方式等により農地を集めて、認定農業者等の受け手に面的にまとまった形で農地を配分する取組を行う際に必要となる経費に支援する。また、その取組を中心的に行うコーディネーターの活動費を支援する。

事業実施期間は平成21年度から23年度

取組に対する都道府県への支援(補助率：1/2) 27百万円(39百万円)

都道府県が、コーディネーターの研修を行うなど農地の確保、有効利用の取組を指導・サポートする経費について支援する。

事業実施期間は平成21年度から23年度

6 耕作放棄地解消対策関連予算

- (1) 耕作放棄地等再生利用対策交付金(補助率：定額 1/2)

15,620百万円(20,650百万円)

耕作放棄地を営農可能な状態に再生するため、引き受け手が行う耕作放棄地の再生や土づくり、再生農地を利用する就農者への研修、作付・加工・販売の試行、必要な施設の整備、権利関係の調査・調整等まで総合的・包括的に支援する。(農振農用区域内の農地(市民農園は農用地区域外も可))

事業実施主体は耕作放棄地解消対策協議会(都道府県協議会、地域協議会)

事業実施期間は21年度から25年度

耕作放棄地再生利用交付金

ア 再生利用活動(貸借等により耕作放棄地を再生・利用する取組)

再生作業(障害物除去、深耕、整地、家畜による刈払等)

- ・ 荒廃の程度に応じ、10 a 当たり3万円又は5万円
- ・ 荒廃の程度が大きく重機等を用いて行う再生作業の場合(1/2等)
土壌改良(肥料、有機質資材の投入、緑肥作物の栽培等)
- ・ 2.5万円/10 a (最大2年間)
営農定着(作物の作付け)
- ・ 2.5万円/10 a (1年間)(水田等有効活用促進交付金の対象作物を除く)
就農研修(定額)
- ・ 農業法人等実践研修、I J Uターン等就農研修
経営展開(定額)
- ・ 経営相談・指導、実証ほ場の設置・運営、マーケットリサーチ、加工品試作、試験販売等

イ 施設等補完整備(補助率:1/2)

- ・ 用排水施設、鳥獣被害防止施設、直売所・加工施設、市民農園、農業用機械、農業用施設等の整備
耕作放棄地再生利用推進交付金(補助率：定額)

ア 都道府県協議会推進事業

地域協議会に対する指導・助言等

イ 地域協議会推進事業

荒廃状況等の詳細調査、農地利用調整、導入作物・販路の検討、営農開始後のフォローアップ等

(2) 農山漁村活性化プロジェクト支援交付金(うち遊休農地解消に対するきめ細やかな支援)(交付率 1/2)

同支援はソフトとハードで構成されており、具体的な内容は、ソフトが 市町村の事業実施主体に対する指導・助言及び啓発普及活動(都道府県農業会議)、 遊休農地の実態調査や分付図作成、ボランティア活動等への支援、老朽ハウスなど再生活用支援など(市町村農業委員会)、ハードが 遊休農地を活用した農業生産活動や市民農園の開設、多目的利用の土地条件の整備、 事業実施主体が農地所有者から借り受けた遊休農地を復旧し、他の農業者等に使用貸借した場合の一定の経費支援などとなっている。

事業実施にあたっては、都道府県又は市町村が作成する「農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律」に基づく活性化計画の中で位置づ

けが必要となる。

- (3) 農山漁村活性化プロジェクト支援交付金(交換分合による耕作放棄地解消に対する支援)(継続 交付率1/2)

市町村が策定した耕作放棄地解消計画の地区において、交換分合と一体的に行う交換分合附帯農道等整備の事業メニューに耕作放棄地復元事業を創設する。

なお、交換分合関係の事業については、水土保持強化対策事業(土地改良換地等強化事業)の中で、都道府県農業会議が交換分合の啓発普及を実施する事業実施主体に位置づけられ、北海道農業会議分が1,406千円、都道府県農業会議分が3,685千円となっている。

7 担い手育成総合支援協議会関係

- (1) 担い手アクションサポート事業(拡充) 2,621百万円(3,006百万円)

従来の担い手アクションサポート事業を組み替え・拡充して要求。

事業実施期間 平成22年度から26年度

〔担い手協議会による重点的な取組〕

担い手の着実なステップアップ

担い手づくり交付金及び担い手経営展開支援リース事業等を活用する農業者には、担い手協議会による経営診断活動を通じて、個々の経営体の発展段階に応じた経営サポートを展開し、経営感覚のある経営体を育成する。

集落営農の法人化

水田・畑作経営所得安定対策に加入している集落営農の法人化に向けた取組を重点的に支援する。

担い手不在地域への対応

農地法改正により農業生産法人以外の法人も特定農業法人になることができるようになったことを踏まえ、多様な主体による特定農業法人化の取組を推進する。

新たな人材の確保

農業従事者の減少・高齢化が進む中で、新しい人材をより一層確保していくため、新規就農者の育成・確保、企業等の農業参入に向けた取組を推進する。

〔事業内容〕

都道府県(47)段階や市町村等(約1,300)段階の担い手協議会において、地域の実情に応じた担い手の育成・確保を進めるため、多様な支援活動メニューの中から必要なものを選択しながら、担い手のニーズや個々の経営状況に応じたきめ細か

なサポート活動を展開する。

支援体制の整備

関係機関の担い手育成機能を1カ所に集約し、担い手が抱える経営や技術に関する様々な課題の相談に一元的に応じるための「ワンストップ支援窓口」の設置及び税理士等の専門家を含む「担い手アクションサポートチーム」の設置・運営。

都道府県段階の企画指導員手当については、各活動毎の日数を積み上げた「年俸制」の考え方で要求されている。

新たな担い手の参入を促進するための活動

新規就農者の確保に向けた相談活動、経営・技術指導や企業等の農業参入の円滑化に向けた情報提供、相談活動等

経営感覚のある担い手を育てるための活動

農業経営改善計画作成指導、集落営農の設立・法人化支援、会計処理・税務、営農技術等経営能力向上のための研修、経営相談・診断等を通じた濃密な経営指導、経営の多角化等に向けた諸費用への支援等。

担い手を支えるための活動

担い手とその他農業者の役割分担等を含む地域農業の展開方策の検討、女性の農業経営への参画や高齢者による担い手支援活動等の促進、担い手不在地域における特定農業法人の設立支援、経営困難となった担い手の再生支援等。

(2) 担い手経営革新モデル展開事業(組替新規) (交付率 定額)1,100百万円

経営資源をフル活用による所得向上に向けた取組支援で、所得向上を図るため、経営規模の拡大等による労働力・機械装備のフル活用、冬期における農地の有効利用、高収益部門の導入・確立、流通・加工・販売への展開等の取組により、新たな経営の展開を図る者をモデル的に支援する。

また、その取組で得られた経営データやノウハウ等は、地域のシンポジウムや所得向上を目指す他の経営体が活用できるようホームページ上で公開する。

事業実施主体は都道府県担い手育成総合支援協議会

事業実施期間は平成22年度から24年度

今年度までの「担い手経営革新促進事業」のうち、麦・大豆等の新規作付け支援、小麦・てん菜の先進的産地への支援部分は分離し、生産局予算として計上。

【県及び農業会議による市町村農業委員会予算確保状況のフォローアップ】

都道府県、市町村における平成22年度予算の検討・編成スケジュールを勘案しつつ、それぞれの当初予算案に農業委員会等関係予算が盛り込まれるよう、普段の点検・フォローアップを行うものとする。

(市町村段階：市町村農業委員会)

- (1) 市町村における予算編成にあたっては、業務の円滑な推進に必要な財政確保が図れるよう農業委員会会長を中心に市町村長等への対策を講じること。とりわけ、農業委員会が実施主体となる「農業委員会費補助金」新たに措置される「特別会計・農地有効利用支援事業」について積極的に取り組むこと。
- (2) 農業委員会の体制整備に向け、「地方交付税交付金」の算定基礎の農業委員会職員数の増員を踏まえ、市町村長に職員増員に向けた要請を強力に行うこと。その際、全国農業会議所が作成する予算確保要請する際の文書(案)や「新たな農地制度により追加される事務量(試算)を活用すること。
- (3) 上記のほか、遊休農地対策等の農業委員会を中心に行う事業、農業者年金委託費等について、市町村の農業委員会予算に位置づけられるよう対策を講じること。